

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

平成12年4月に発足した介護保険制度は、平成27年4月で16年目を迎えようとしています。この間、板橋区においては65歳以上の高齢者人口が10万人を超え、平成26年10月時点での高齢化率は22.4%に至っています。そのうち、75歳以上の後期高齢者数の割合は、高齢者人口の46.7%となっています。

今後も、団塊の世代を中心に高齢化が進み、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）には、後期高齢者数の割合は高齢者人口の55%を超えることが予想されています。

また、高齢者の増加に伴い、要介護（要支援）認定者数も2万人を超え、介護保険の給付額も平成25年度末で約300億円に達しています。

このような状況のもと、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加、介護する家族のニーズの高まり、医療ニーズの高い人や要介護状態の重度化など、個々の介護リスクに対応した仕組みの整備がますます重要になってきています。

さらに、高齢者が住み慣れた地域で孤立することなく、助け合い・支え合いに基づく生活を継続することは、高齢者一人ひとりの自立とつながりのある地域社会を構築するうえで極めて重要な課題となってきています。

そのため、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、サービスの受け手とともに担い手となりうる地域社会の関係づくりを進めていくことが求められています。

国では、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）に向けて、認知症施策、医療との連携、高齢者の居住に係る施策との連携、多様な主体による生活支援サービスなどの地域包括ケアシステムの実現に必要な取り組みをより一層発展させていく必要があるとしています。そのため、本計画においても平成37年（2025年）の介護需要や、そのために必要となる保険料水準を推計し、中長期的な見通しを考慮したうえで取り組むべき施策を明確にしていくことが必要となります。

こうした方向性を重視し、第6期板橋区介護保険事業計画においては、第5期事業計画でお示した長期目標や取り組み事項の検証結果と、今般の介護保険制度の改正を踏まえながら、平成37年（2025年）を見据えた地域包括ケアシステムの確立のための取り組みを推進していきます。

第2節 計画の基本理念

第6期板橋区介護保険事業計画では、国が定める介護保険法や介護保険事業の基本指針、板橋区が定める基本構想、板橋区基本計画、板橋区地域保健福祉計画等との整合性を踏まえ、基本理念を以下のとおりとします。

1 高齢者の尊厳と幸福追求の保障

介護や支援が必要な人、また介護をする人のだれもが、個性ある人間として尊重され、自由で健康的で安全な生活を営み、幸福を追求する基本的権利が、将来にわたり保障される必要があります。

2 利用者の選択によるサービスの適切な提供

介護や支援を必要とする人が、それぞれの心身の状況に応じて、自由な意思と選択に基づき、いつでも、どこでも、保健・医療・福祉にわたり良質なサービスを総合的に、かつ連続的に利用できる体制をつくる必要があります。

3 個人の能力を活かし、生きがいある生活の実現

だれもが健康的な生活習慣を実践するとともに、介護や支援が必要になっても、可能な限り自助努力によって、自ら能力を活かし、生きがいやゆとりを持った生活が営めるように、最大限の支援を行う必要があります。

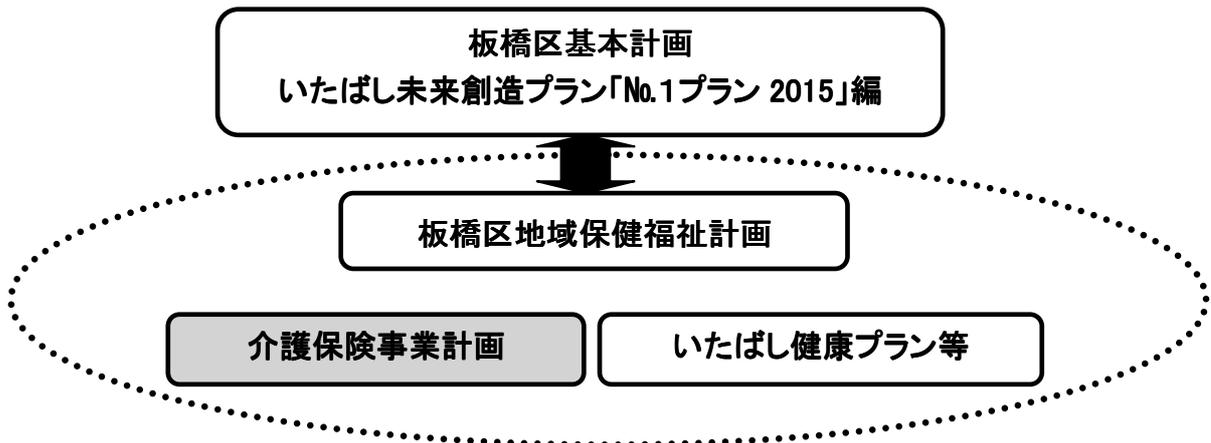
4 住み慣れた地域で、安心して生活ができる地域包括ケアシステムの構築

介護や支援が必要になっても、だれもが住み慣れた地域で安心して生活できるように、相互の助け合いと人間的なふれあいを大事にしながら、各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を進める必要があります。

第3節 法令等の根拠

介護保険事業計画は、介護保険法第117条において策定が義務づけられており、介護保険の給付等対象サービスの種類や各サービス量の見込みを定めるとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項を定めることとなっています。

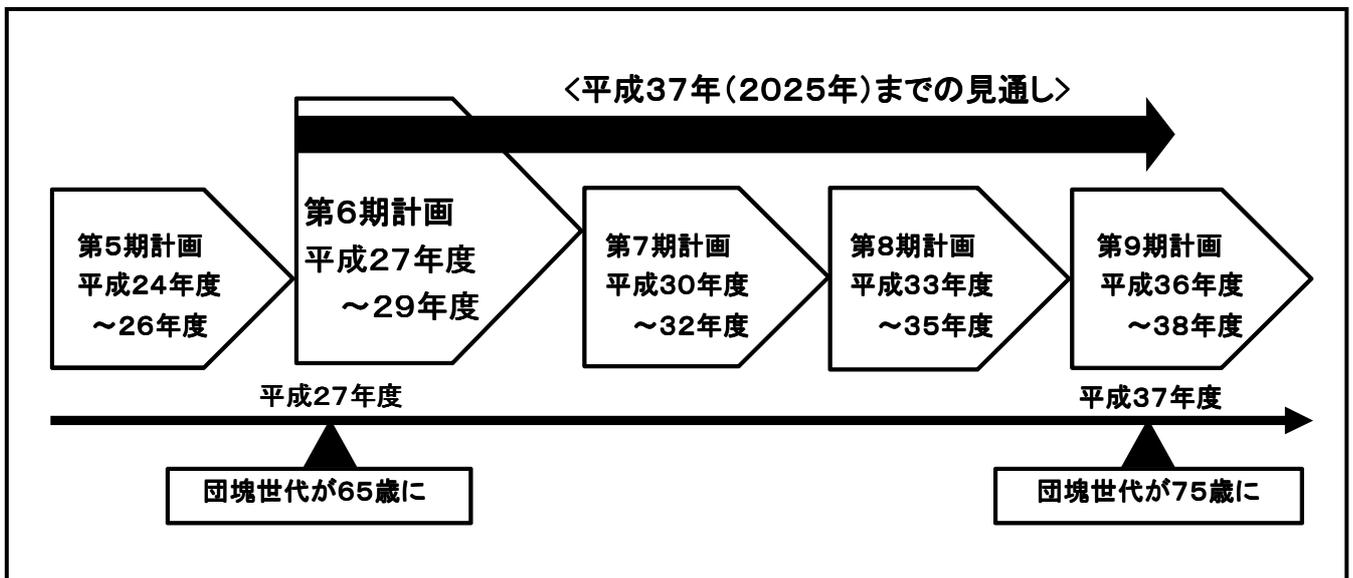
また、介護保険事業計画は、板橋区基本計画いたばし未来創造プラン「No.1プラン2015」編と調和し、地域保健福祉の総合計画である板橋区地域保健福祉計画と一体性を保ち作成されています。



第4節 計画の期間

介護保険事業計画の期間は3年を一期と定められており、3年ごとに計画の見直しを行っています。第6期事業計画の期間は平成27年度から平成29年度となります。

また、第6期事業計画では、厚生労働省の基本指針に基づき、団塊の世代が75歳に到達し、後期高齢者が急増する平成37年（2025年）までの中長期的な見通しについても、サービス・給付・保険料の推計値によりお示ししていきます。



第5節 計画策定に向けた取り組み及び体制

板橋区では、学識経験者や事業者代表、区民公募委員などで構成される「板橋区介護保険事業計画委員会」を設置し、介護保険の事業運営の検証や、法改正等の動向の把握を継続して行ってきました。

なお、専門的事項を集中的に検討することを目的として、「地域包括ケアシステム検討部会」「介護基盤整備検討部会」の2部会を設け、素案、計画案の検討、作成及び計画委員会への報告を行っています。

また、地域包括支援センター（おとしより相談センター）の運営については「地域ケア運営協議会」を、地域密着型サービスの運営や事業者の指定については「地域密着型サービス運営委員会」をそれぞれ設置し、事業を推進してきました。

この第6期介護保険事業計画は、介護保険事業計画委員会での協議をもとに、関連組織と連携をとりながら作成しました。また、平成26年11月に「中間のまとめ」を公表し、地域説明会やパブリックコメントで寄せられた意見を反映させながら、事業計画をまとめました。

